

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔政 令〕
 - 電波法施行令の一部を改正する政令 (二八)
- 〔規 則〕
 - 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委一）
- 〔告 示〕
 - 特定国外派遣組織を指定する件（総務四八）
 - 保安林の指定を解除する件（農林水産二九七）
 - 保安林の指定施業要件を変更する件（同二九八、三〇二）
 - 高速自動車国道に関する件（国土交通一三二、一三三）
 - 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一三四）
 - 道路に関する件（東北地方整備局一四、一五）
 - 道路に関する件（中国地方整備局六）
 - 道路に関する件（九州地方整備局一一、一二）
 - 道路に関する件（沖縄総合事務局二）

一 二 三 四 五 六

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

公認心理師試験の施行
（文部科学省・厚生労働省）

平成二十九年一級及び二級電気工事
施工管理技術検定合格者の公告並びに
合格証明書交付申請の受付
（国土交通省）

平成二十九年一級及び二級建築施工
管理技術検定合格者の公告並びに合格
証明書交付申請の受付（同）

〔公 告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等

厚生年金基金清算終了・清算人退任
関係
会社その他

三 九 六 六 六 六

本号で公布された 法令のあらまし

- ◇電波法施行令の一部を改正する政令（政令第二八号）（総務省）
 - 1 特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の免許人等に加算される電波利用料に関する規定を削ることとした。（第一二条関係）
 - 2 内閣府が測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的として開設する人工衛星の無線局等を電波利用料の納付を要しない無線局として定めることとした。（第二三条関係）
 - 3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

電波法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十八号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百三条の第二十項及び第十四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成三十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

第十三条に次の一号を加える。

三 内閣府が開設する無線局であつて、内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）に規定する測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星の無線局であるもの及び当該人工衛星の無線局を通信の相手方とするもの（専ら法第三百三条の二第十四項第十二号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。）

第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 野田 聖子
内閣総理大臣 安倍 晋三